



鳥取県公報

平成18年 1月13日(金)
号外第2号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|---|
| 公安規則 | 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（1）（警備第二課） | 1 |
|------|--|---|

公安委員会規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公安委員会規則第1号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成5年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(音量の測定方法)</p> <p>第2条 条例第2条の規定による音量の測定は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 音量の測定に使用する騒音計は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に適合した騒音計とすること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> | <p>(音量の測定方法)</p> <p>第2条 条例第2条の規定による音量の測定は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 使用する騒音計は、<u>日本工業規格C1502に定める普通騒音計若しくは日本工業規格C1505に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ騒音計</u>とすること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。